

第15期建設技術展示館

応募要領

新型コロナウイルス感染防止対策等のため、スケジュール等が変更となった場合には、ホームページ等でお知らせします。

1. 建設技術展示館の概要

近年、高度経済成長期に数多く整備された社会資本の老朽化に伴う対応や少子高齢化社会による技術者不足あるいは技術力低下が問題となっています。

関東地方整備局では、新技術活用と普及促進、国民に対する建設事業の啓発を目的に建設技術展示館を平成11年から開設し、建設技術の情報発信と技術者育成に努めています。

建設技術展示館では、技術者や若手に向けた情報だけでなく一般の方々にも理解していただける体験メニューも用意し、様々な事業・技術の魅力の紹介も行っています。

名 称： 建設技術展示館

所 在 地： 千葉県松戸市五香西 6-12-1 国土交通省関東技術事務所構内

開 館 日： 火曜日～金曜日（祝日および年末年始は除く）10:00～16:00

入 館 料： 無料

来館者数： 約 6,000 人/年（2019年1月～12月）

2. 第15期展示基本方針

第15期は持続可能な社会の実現のため、国土交通事業・施策の効果・効率をより一層向上させ、国土交通技術が国内外において広く社会に貢献するものとして「Society5.0を実現する技術」および「防災・減災・国土強靱化、インフラ長寿命化技術」、そして「X-Tech（クロステック）を実現する技術」を主眼においた展示を行います。

その中でも、「Society5.0を実現する技術」および「防災・減災・国土強靱化、インフラ長寿命化技術」のテーマについて出展者を広く募集するものです。

3. 背景

3.1 Society5.0 実現の加速

人口減少や少子高齢化が進行する中であっても、直面する様々な課題を克服し、さらにはピンチをチャンスに変えていく。その大きなパラダイムシフト*の鍵となり、デジ

タル化の原動力とした「Society5.0」の実現が求められています。

*パラダイムシフト：劇的变化・発想の転換などの意

3. 2 防災・減災・国土強靱化

近年の自然災害を教訓とし、災害に強くてしなやかな国づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を実施し、防災・減災、国土強靱化の取組の加速が求められています。近年の災害の発生状況や気候変動の影響を踏まえ、体制整備に努めつつハード・ソフト両面において防災・減災対策、国土強靱化の取組を進めているところです。

3. 3 インフラ長寿命化

人手不足とインフラ老朽化に直面する中で、データ駆動・新技術導入による予防保全を中心としたインフラメンテナンスを推進することが求められています。

国民の安全・安心の確保や社会経済活動の基盤となるインフラを長持ちさせる「予防保全」への転換によるトータルコストの縮減・平準化、新技術の積極的な活用を図るなど、計画的なインフラメンテナンスを推進させているところです。

4. 募集内容

4. 1 応募要件

(1) 応募者は、企業・団体とします。

なお、応募要件を満たしていれば建設業以外の業種からの応募も可能です。

(2) 展示内容に関しては、公共事業の調査・施工・維持管理および防災に活用可能な技術であることを基本とし、以下に関連する技術で、①、②の要件を全て満たすものとします。

① 展示内容は、以下の技術いずれか1つ若しくは組合せとします。(応募要領 **様式1**)

A. Society5.0を実現する新技術

a. i-Construction 技術

イ. センサー情報 (IoT) を活用した技術

ロ. ドローンや衛星などの三次元測量データ

ハ. ICT 施工技術

ニ. BIM/CIM など三次元設計技術

ホ. AR/VR などサイバー空間 (仮想空間) を活用した技術

b. ロボットによる技術

c. ビッグデータ等を活用した人工知能 (AI) による技術

d. その他の Society5.0 を実現する新技術

B. 防災・減災、国土強靱化、インフラ長寿命化技術

a. 防災・減災対策技術

b. 補修・メンテナンスの新技術

c. 状態把握のモニタリング技術

d. その他の防災・減災、国土強靱化、インフラ長寿命化技術

② 上記A. B. に関する取組を推進することを目的とした広報活動・技術講習会等への対応が可能であること。但し、下記の a. は原則必須、b. は任意とします。

a. 管理運営委員会が企画主催する出展技術発表会^{*1}への参加を必須とします。

^{*1}年1回出展技術を発表形式により紹介することを予定

b. 自ら単独で企画する講習会等の開催、若しくは他応募者との共同による講習会等の開催（応募要領 **様式3**）。

4. 2 展示場所

千葉県松戸市五香西6-12-1

国土交通省関東地方整備局関東技術事務所 建設技術展示館

4. 3 展示期間

リニューアルオープン（令和2（2020）年11月下旬を予定）から
約2年間を予定

4. 4 募集数

屋内展示 80小間を予定（展示者の使用小間数により変動することがあります。）

4. 5 展示スペース

（1）展 示： 1小間を最小スペースとし、複数の技術応募も可能とします。

なお、上部から展示物等を吊す等、空間の利用も可能です。

1小間： 幅2.0m×奥行き1.5m

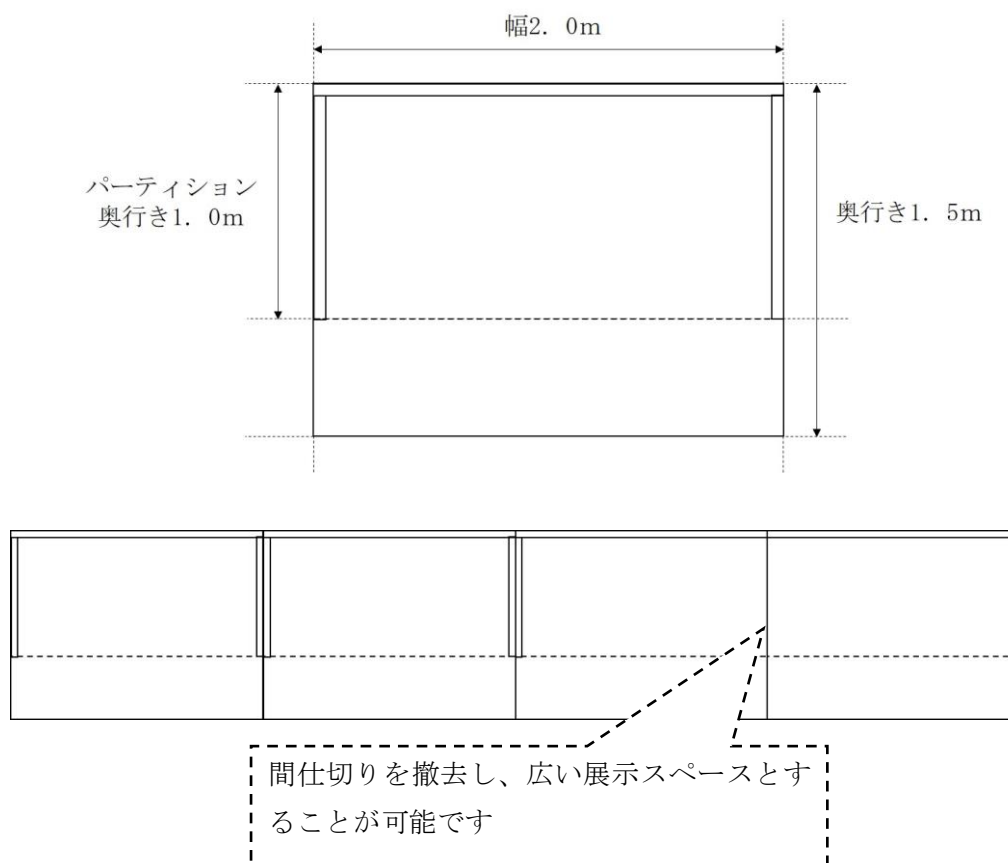
パーティションは、幅2.0m×奥行き1.0mを用意します。^{*}

展示品の内訳：（応募要領 **様式2**）に記入して下さい。

なお、パネル等の作成の際、工業系高校生にもわかる概要版のパネル等を1枚以上作成し、展示することとします。

^{*}展示館からは、パーティション、照明（スポットライト3灯）、電源（1

00Wコンセント) のみの提供となります。
机・展示パネル・映像装置等の備品は、展示者にて御用意下さい。



図ー1 展示スペース (平面図)

5. 管理運営費

1小間当たり10万円となります。(第15期展示期間2カ年：5万円/年)

管理運営費は、清掃費・電気代・ガス代(冷暖房)・展示館施設周辺除草費・来館者の保険・通信費(インターネットホームページ維持費含む)・広報費(リーフレット等)・雑費等となっております(具体的には表ー1を御参照ください)。

表－1 費用の負担

区分	屋 内
1)国土交通省が準備するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎小間(パーティション) ●スポットライト(100W, 3灯) ●コンセントまでの1次電気工事 ●コンセント100V(1ヶ所) (各小間毎)
2)展示者が出展時に負担するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●展示者の展示物の装飾・搬出入・設置・点検・管理・清掃に係わる費用 ●展示者分小間内の2次電気工事費、梱包材・展示物品・残材等の処分費 ●会場設備・備品及び他者展示物を破損した場合の弁償費 ●名板:技術名板(1000*200)、団体名板(700*130)、連絡先名板(210*80)の作成。詳細は別途連絡します。
3)展示者が維持管理上負担するもの	<p>展示期間中の展示品及び展示環境を良好に保持するために要する経費、来館者の傷害保険や賠償責任保険及び清掃等管理運営にかかる費用(負担額は選定後の管理運営委員会の議決により決定します。)</p> <p>参考:負担額は、以下の金額を想定しますが変動することもあります。 屋内 : 1小間あたり約10万円/2年間 ※ 2小間使用する場合は、2倍になります。 ※ 負担金の支払い方法は、別途連絡します。 ※ 共同申請の応募の場合、代表出展者へ請求します。 ※ 途中入れ替えに伴う費用は負担して頂きます。</p>
4)展示者が撤去時に負担するもの	<p>展示者の展示物の撤去に係る費用、梱包材・残材等の処分費、会場設備・備品及び他者展示物を破損した場合の弁償費、小間の原型復旧に係る費用、撤去に係る清掃費</p> <p>※電力等の設備は、上記1)で示したコンセント、スポットライトのみとなります。それ以外の設備は設置できません。</p>
5)技術講習会等で国土交通省が準備するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●会議室及びイス、テーブル ●パソコン、プロジェクター ●既に構内に設置されているコンクリート供試体等施設 ●コンセント100V(1カ所)
6)技術講習会等で展示者が負担するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●講師 ●技術講習会等で国土交通省が準備するもの以外に必要な資機材

6. 応募の留意点

6. 1 応募者は、企業・団体とします。なお応募者が施工者及び共同開発者等で他に技術の権利者が存在する場合は、当該技術の権利者の同意・了承を得た上で応募してください。

6. 2 必要小間数

展示は、屋内展示場内「1小間1技術」を基本としますが、分野及び細分野が同じ場合は、1小間に複数技術の展示も可能とします。ただし、この場合は応募書類に関

連性等の概要説明が必要となります。

また、展示スペースに2小間以上を必要とする場合には、必要小間数を応募して下さい。(管理運営費に関しては、10万円(1小間)×必要小間数となります。)

6. 3 第14期展示技術の継続

4. 1の応募要件を満たすことを条件に、現在、建設技術展示館に展示されている技術での再応募も可能とします。ただし、展示位置は変更となります。

応募時に展示内容について具体的に御提案下さい。

6. 4 応募不可の技術について

特許等の知的財産権に関して係争中の技術は、応募できません。また、展示中であっても係争が発生した場合は展示を中止していただく場合があります。

6. 5 展示物の変更

募集内容に逸脱しない範囲で、展示期間中の展示物等の変更は可能とします。

なお、詳細の運用規則等につきましては、第15期建設技術展示館管理運営委員会設置時に定めることとします。

6. 6 展示の中止について

展示者が展示物を管理できなくなる恐れがあると判断した場合は、展示を中止させていただきます。撤去は、展示者(又は、管財人)の責任、費用において実施させていただきます。

7. 応募期間

令和2年6月23日から令和2年~~8月3日~~8月7日(金) 17:00厳守※

※送信履歴が17:00までのものを受付いたします。

8. 応募方法

8. 1 応募方法

メールにて応募してください。

8. 2 応募書類

応募書類の様式に基づき応募して下さい。

8. 3 問合せ・提出先

国土交通省 関東地方整備局 関東技術事務所内 建設技術展示館 事務局
〒270-2218 千葉県松戸市五香西 6-12-1

(電 話) 0 4 7 - 3 8 9 - 5 1 2 3 (渡部・松岡)

(E-mail) kense-te@sweet.ocn.ne.jp

9. 応募内容の審査及び結果の通知

9. 1 応募書類の修正

応募書類に記入漏れ等があり審査し難い場合は、期限付きで修正を求めることがあります。このような要請があった場合は、修正した応募書類を指定された期間内に「8. 3 問合せ・提出先」のメールに送付して下さい。

9. 2 選考

応募内容については、学識経験者等からなる「建設技術展示館審査委員会」において、総合的に審査し、展示技術を決定いたします。そのため、応募されても選定されない場合があります。

応募書類は審査対象となるため、別紙「記入要領」に記入している内容に留意し、できるだけわかりやすく記入して下さい。

9. 3 結果の通知

選考結果は、令和2年9月中旬迄に書面で応募者に通知します。

10. 覚書の締結

展示にあたり、国土交通省関東技術事務所長と展示品、展示期間、展示物の保持及び管理運営等について定めた「覚書」を締結するとともに、建設技術展示館の全展示者で組織する管理運営委員会に加入していただきます。なお、共同による応募の場合の締結者は代表出展者（会社等）となります。

11. 展示物の配置

展示物の配置は、展示内容を考慮したうえで決定し、令和2年9月下旬迄に展示者に連絡いたします。なお、継続して展示する場合でも展示位置は変更となります。

12. スケジュール

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| (1) 募集の受付開始 | 令和2年6月23日 |
| (2) 募集の締切り | 令和2年 8月3日 8月7日 17:00 厳守 |
| (3) 選考結果の通知 | 令和2年9月中旬 |

- (4) 展示者説明会（デザインの調整） 令和2年9月下旬
- (5) 展示物の設営 令和2年10月上旬～11月下旬
- (6) 展示物の設置期間 令和2年11月下旬から2年間を予定
- (7) リニューアル展示 令和2年11月下旬を予定

以上